

# 審査基準

平成13年6月6日作成

法. 令 名	: 古物営業法
根 拠 条 項	: 第3条第1項
処 分 の 概 要	: 古物商の許可
原権者 (委任先)	: 石川県公安委員会
法 令 の 定 め:	古物営業法第4条 (許可の基準) 第5条第1項 (許可の手続)  古物営業法施行規則第1条 (許可の申請) 第2条 (古物の区分)
審 査 基 準:	古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	: 40日
申 請 先	: 申請書は、営業所所在地 (二以上の営業所の場合、いずれか一の営業所) の所轄警察署の生活安全課 (生活安全刑事課) に提出して下さい。
問い合わせ先	: 石川県警察本部生活安全企画課営業風俗係 (076)262-1161 内線3043
備 考:	